

事業報告等と有報の記載事項の共通化、年度内に公表へ

内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省

去る2017年12月28日、内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省は、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（以下、「本取組み」という）を公表した。

本取組みでは、中長期的な投資家側の利便性の向上や企業側の業務負担の軽減も踏まえつつ、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、当面、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図るとしている。

金融庁は昨年10月24日に、共通化の内容に関連する企業内容等開示府令等の改正案を公表しており（詳細は、弊誌2017年11月20日号（No.1496）ポイント解説を参照）、法務省も昨年12月14日に、会社法施行規則等の改正案を公表している。本取組みでは、これら改正案も含めた対応がまとめられているが、共通化の内容によっては、法令解釈も公表するほか、関連する民間関係団体におけるひな型の修正等の検討も要請するとしている。

たとえば、有報の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」について、実務上、「従業員」という用語を用いた共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈、有報の「役員の報酬

たとえば、有報の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」について、実務上、「従業員」という用語を用いた共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈、有報の「役員の報酬

会計

権利確定条件付き有償新株予約権の実務対応報告、公表

ASBJ

去る1月11日、企業会計基準委員会第376回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理の公表議決

これまでの議論を踏まえ、修正が行われた実務対応報告の文書について、出席委員全員の賛成をもって公表議決された（1月12日に公表）。

委員からは、「今回のコメント対応は丁寧に行われている。今後、大きな基準を作成する際も同じレベル感でコメント対応してほしい」との要望が出された。

等」と事業報告の「会社役員の報酬等」について、取締役および監査役の報酬総額を有報の記載を基礎として、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈などを公表するとしている。

共通化に向けた対応は平成29年度中を目途に速やかに行われる予定である。詳細は、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/torikumi_hontai.pdfを参照されたい。

「ASBJ公開草案」「重要性がある」の定義

第19回IFRS適用課題対応専門委員会での議論（2018年1月10日・20日合併号（No.1501）情報フラッシュ参照）を踏まえ、コメントレター提出の承認について審議が行われた。

ASBJ事務局からは、次の2点について言及したコメントレターの文案が示された。

- (1) 「重要性がある」の定義の闕値
(2) (情報)を「覆い隠すこと (obscuring)」

(1)については、実務における「重要性がある」の定義の闕値に

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月13日(火)まで (10日が土曜、11日、12日が休日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
2月28日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成29年11月期) 2カ月延長法人(平成29年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、6、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税申告	②～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税・復興特別所得税・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月15日まで、消費税・地方消費税は3月31日(土曜・休日につき4月2日)まで、相続税は相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内である。

影響はないと理解しており、その理解に基づき、提案に同意する旨、(2)については、重要性は判断の対象となる情報それ自体が省略されたり誤表示されたりした場合に投資者の意思決定に影響を与えるかどうかにより判断すべきとして、公開草案でこの文言を追加する提案に反対する旨を示した。

本コメントレターは、提案どおり承認された(1月12日に提出)。

IFRS16号「リースのエン
ドースメント手続

第40回IFRSのエンドースメントに関する作業部会での議論

代替的な取扱い、設例の追加等、検討

ASBJ、収益認識専門委

去る1月12日、企業会計基準委員会は第89回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、前回に引き続きコメントへの対応案と文案の検討が行われたほか、次のテーマについて別途検討が行われた。

- ・代替的な取扱いに関する検討
- ・設例に関する検討
- ・可能性の閾値の表現に関する検討

主な議論の内容は次のとおり。

代替的な取扱い

代替的な取扱いに関して寄せ

(2018年1月10日・20日合
併号(No.1501)情報フラッシュ
参照)を踏まえ、次の個別論点に
ついての確認が行われた。

- (1) リースの定義、識別、契約の
構成部分の分離
- (2) 短期リースおよび少額資産
のリース
- (3) 開示

(1)については、IFRS16号
の設例の確認と、リースの識別
についてのIFRIC解釈指針
4号からの変更点に関する評価
についてASBJ事務局から説
明があった。

会計

収益認識専門委

られた追加を希望するコメント
について、事務局から次のよう
な対応が提案された。

- ① 割賦基準→比較可能性を大
きく損なわせるため難しい。
- ② 電気事業およびガス事業に
おける検針日基準→追加する
候補となり得る。その場合、比
較可能性を損なう可能性があ
るので何らかの手当ても検討
する。
- ③ 消費税等の税込処理→次の
2案を提案する。

案1 特段の対応を行わない。

私たちは多かれ少なかれ周囲
から認められたい、という欲求
を持っています。それは、上司
から評価されたい、同僚から褒
められたい、友人から好かれた
い、と人によってさまざまで
す。これらの気持ちが満たされ
ないとき、私たちは「どうして
自分のことをわかってくれない
の？」と納得のいかない気持ち
になったり、「相手のために頑
張ったのに報われない」と落ち
込んだりします。つまり、そこ
には周囲の人に対する何らかの
期待があり、自分が思うような
結果が得られなかった失望感や
裏切られた思いがあるといえま
す。そのようなときに感じるス
トレスやフラストレーションは、人
間関係における不安感や不信感
という形で影を落とします。

がみていくれる」と思うこと
で、安定した気分で日々を過ご
すことができます。なお、お
天道様とは、「太陽」のことを指
し、「すべてを見通す超自然の
存在」という意味があります。

他人の存在ではなく、お天道
様のことを気にするようにな
ると、周囲の評価に振り回され
ることがなくなるので、気持ち
が楽になります。「自分の頑張
りやみえない努力、なかなか
理解してもらえない挑戦など



は、必ずどこかで誰かがみてい
てくれる」と思いながら過ごす
と、たとえ周囲から認めてもら
えなくても、頑張り続けること
ができるものです。

筆者は、お天道様がみてい
てくれたと感じることを数多
く経験してきました。休日を
使って熱心に勉強会に参加し
ていることを誰にも話してい
なかつたのに、その業界の著名
な方がなぜかそのことを知っ
ており、転職先を紹介してくれ

たことがありました。他にも、
どのようなルートかわかりませ
んが、挑戦し続ける姿勢で仕事
をしている姿を伝え聞いた方か
らヘッドハンティングのお話を
いただいたこともあります。共
通しているのは、そのとき筆
者は、誰かに評価してもらおう
という気持ちをほとんどもつこ
となく仕事に全力投球して、毎
日を楽しんでいったということ
です。たとえ社内でも評価されて
いなくても、周囲から浮いている
といわれても、そんな姿をどこ
かで誰かがみてくれるもの
です。

お天道様の存在を意識するに
あたって必要なことは、プロ意
識をもって仕事をしているこ
と、万全の準備をして仕事に臨
んでいること、日々努力をして
いること、その努力の方向性が
おおむね正しいことだと考えま
す。周囲の人の経験談を聞いて
も、そのような条件がそろった
ときにお天道様はみていてくれ
ていて、必ずどこかの誰かが自
分のことを認めてくれるもので
す。「どこかの誰か」から認めて
もらえることは、身近な人から
認めてもらえるよりも何倍もう
れしいものではないでしょう
か。なぜなら、それが本物
の評価だからです。
(メンタルクリエイター 江口 毅)

案2 税込方式の継続を容認する。

④ 自社ポイントの会計処理↓特段の対応を行う必要がない。

⑤ 商品券等の会計処理↓認め
る必要性は乏しい。

⑥ 売上高または使用量に基づ
くロイヤルティ↓検討を継続
する。

専門委員からは、③について、
案1を支持する意見が多く聞か
れた。

設例の追加・修正

わが国に特有な取引の設例に
関して、寄せられた追加・修正
を希望するコメントについて、
事務局から次のような対応が提
案された。

① 「設例28」消費税等↓追加す
るに至らない

② 「設例29」小売業における消
化仕入等↓追加するに至らない

③ 「設例31」他社ポイントの付与
↓対応保留

④ 「設例32」有償支給取引(後
述)

④については、多くのコメン
トが寄せられており、事務局か
らは、今後有償支給取引に関す
る考え方の整理等をして検討を
行うと提案された。

専門委員から、「取引パターン
を丁寧に検討していくのか」と
いう質問に、事務局からは「多

くのパターンがあるので、実態
をみていくことが必要」との認
識が示された。

また、設例の追加に関して寄
せられたコメントに対し、ポイン
トに関連するものについては対応
を保留するが、原価回収基準等
に関して、会計処理をコメント対
応中であり、それに合わせて検
討を行うとの方向性が示された。

可能性の閾値の表現

「可能性が高い」という表現に
ついてIFRSや米国基準の表
現をもとに修正が行われた。

変動対価に関する記述で、「可
能性が非常に高い」を「可能性が
高い」とするなどの修正が提案
された。

専門委員からは、対価の回収
可能性の「可能性が高い」とは閾
値が異なるのに同じ表現をする
ことになり、IFRS15号の表
現とは異なってしまうことに違
和感が示され、事務局からは「検
討する」との回答があった。

コメント対応

公開草案に対するコメント対
応案、表現の見直しに関するコ
メントへの対応案、収益認識会
計基準・適用指針の文案につい
て、議論が行われた。

原価回収基準等について金額
的重要性が乏しいといえない状
況でも認められるか明確化する
べきであるというコメントに対
し、専門委員からは、「作成者と

しては、金額的重要性があるか
どうかを判断する実務負担が生
じるので、コメント対応だけで
はなく、結論の背景で明確にし
てほしい」との意見があり、事
務局からは「コメント対応で書
けるならば、結論の背景にも書
ける」と回答があった。

また、第376回企業会計基
準委員会が出された「メンテナ
ンスを提供する契約について、一定
の期間にわたる収益を認識でき
る要件を例示すべきではないか」
との意見が紹介され、事務局か
らは、「基本的にはケースバイケ
ーすが、中途半端な分析では混
乱を招く。もし記載するならば、
基準案の35項に当てはめるとい
う趣旨で記載する形になるので
はないか」との認識が示された。

国際会計

リースの改善に関するASU 案、公表—FASB

去る1月5日、FASBは会
計基準アップデート(ASU)の
公開草案「リース(トピック842)
—目標としている改善」を公表
した。

この公開草案は、2016年
2月に発行された新リース基準
書(ASU2016-02「リース
(トピック842)」)の適用に関する
関係者からの要望に応えるもの
である。

改訂の内容は次の2点であ
る。

移行措置—新リース基準書の 初度適用での比較年度の報告

新リース基準書では、新リー
ス基準書の初度適用の移行措置
として、新リース基準書適用に
よる累積的影響額を、表示する
財務諸表の最初の年度の期首
(12月決算で2019年1月1

リース構成部分と非リース構成
部分を別個に会計処理すること
を要求しているが、「借手」につ
いては、分離をしない実務上の
便法を提供している。

公開草案は、「借手」と同様に、
次の条件を満たした場合、「貸
手」について、「原資産のクラス
ごとに、関連するリース構成部
分から非リース構成部分を分離
せず、非リース構成部分を単一
のリース構成部分として会計処
理する」という実務上の便法を
提供している。

(1) 非リース構成部分と関連す
るリース構成部分の収益認識
の時期とパターンが同じであ
る

(2) 結合された単一のリース構
成部分がオペレーティング・
リースに分類される

実務上の便法を選択した「貸
手」には、その便法を選択した
原資産のクラスと単一のリース
構成部分に含まれた非リース構
成部分の内容の開示が要求され
る。

適用関係等

公開草案の適用日は、新リー
ス基準書であるASU2016-
02と同じく2018年12月16
日以降開始年度である。
コメント期限は2018年2
月5日である。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年 12月27日	政令第326号 「金融商品取引法施行令等 の一部を改正する政令」等		フェア・ディスクロージャー・ルールの導入等について、所要の整備が行われたもの。あわせて、内閣府令54号「金融商品取引法第2章の6の規定による重要情報の公表に関する内閣府令」が公表された。施行期日は、2018年4月1日。	—
2018年 1月9日	租税特別措置法関係通達 (法人税編)等の一部改正 について(法令解釈通達)	国税庁	平成29年度税制改正を受けて、外国子会社合算税制における、合算対象となる外国関係会社の範囲等の見直し、ペーパーカンパニー等の合算課税制度の創設等の所要の整備が行われたもの。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/171221/index.htm	—
2018年 1月12日	「現在開発中の会計基準に 関する今後の計画」の改訂	ASBJ	主に、実務対応報告18号の見直しを踏まえた公開草案の公表時期を2018年3月とする旨の追加、リース会計基準の検討に関する項目の追加が行われている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—

原油価格上昇の金融政策への影響

金融

総務省は2017年12月26日、11月分の消費者物価指数を発表した。総合指数と生鮮食料品を除く総合指数は、各々前年同月比で0.6%、0.9%の上昇、生鮮食料品とエネルギーを除く総合指数では、0.3%の上昇だった。費目別では、光熱・水道の寄与度が最も高く、食料が最も低くなっている。ただし、食料も生鮮食料品の下落が大きく、これを除くと光熱・水道に次ぐ高い寄与度になる。また総合指数の過去12カ月をみると、生鮮食料品を除く総合指数の伸びが最も顕著で、2016年11月分のマイナス0.4%から1%台目前までほぼ同じペースで伸びている。

一方、生鮮食料品とエネルギーまで除いた指数で見ると、昨年10月まではマイナス0.1%から0.2%までの範囲で小動きとなっており、過去1年間でエネルギー価格が物価上昇に与える影響が明確になっている。

原油価格の上昇は、OPEC加盟国と主要非加盟国による協調減産政策が大きく影響している。さらに目先は経済活動が上向きで在庫が減少する傾向のなか、アメリカで寒波が到来して暖房燃料の需要が伸びる要因もあり、物価上昇に与える影響は続くだろう。

こうした原油価格の動向は、中央銀行の金融政策に影響を与えそうだ。米FRBによる今年の利上げ回数は、従来の3回から4回といった見方も出始め、ドイツ連邦銀行総裁がECBの

証券

年初、世界同時株高が実現

新しい年の最初の旬日、主要国株式市場で同時株高が実現した。平均株価の昨年末比の上昇率トップは、日本と中国であり、欧米市場を上回っている。日本と中国以外のアジア市場は欧米市場並みの株価上昇率となった。

この推移のなかで昨年末の世界同時株高では蚊帳の外にいた中国市場が、新年に入って株高の輪に加わってきたことが注目される。中国は昨年半ば頃から経済情勢の改善が伝えられたが、巨額の不良債権を抱える金融機関への対策が不透明で、株式市場が警戒姿勢を強め、株高

資産買入れプログラムの終了時期を明確にすべきと発言するなど、欧米では緩和縮小の動きを加速することになる。

他方、日本では金融緩和縮小の議論が表面化しにくい状況だ。これは、物価上昇率がアメリカで1%台後半、ユーロ圏でも1%超水準で推移しているのに対して、日本では1%未満の水準が長く続いていることが大きい。目先は、FRBによる利上げとECBによる金融緩和縮小が、日銀による金融緩和縮小の開始前に進むことになりそうだ。

の輪に加わっていきなかつたと考えられる。

新年になって新たな不良債権対策が出されたわけではないが、中国市場は同時株高の先頭を切ってきた。とにかく経済好転に株価が追従し始めたことを示すものといえよう。

新年早々、地政学リスクの筆頭、北朝鮮情勢が動いた。北朝鮮が平昌冬季オリンピックに参加することを表明したからだ。その結果、韓国・北朝鮮の政権の本音はともかく、3月半ばまでは米朝軍事衝突の危険は消えたといえる。最大の地政学リスクは一時休止となり、各国株価

の支援材料となつたはずである。

ところが、南北会談が開かれ、北朝鮮の五輪参加が決まった当日、主要国で株価が上昇しなかつたのは韓国市場だけであつた。これは何を意味するのだろうか。いろいろ考えられるが、韓国株式市場にとってサプライズではなく、市場は事態を冷静に受け止めたといえる。

株式市場の政治リスクとして、今や世界政治で大きな役割を果たすようになったドイツの新政権作りが進まないことがある。強力なリーダーと目されるメルケル首相が予想外にもたついている。このままの事態が続くようだと、せっかく世界同時株高に連なっている欧州株式市場が失望売りの気分にならないか、懸念される。

現在の世界同時株高をリードする日米市場では、やがて株式市場のリード役となる銘柄をどう選んでいくかが問われる局面に入ってくるだろう。これまで株価上昇を引っ張ってきた銘柄はいずれ株価に達成感が生まれ、それ以上の大幅上昇を見込みにくくなる。そこで次の段階の株価を先頭に立って引っ張る銘柄が求められる。それを発見することは案外、悩ましい。しかし、それはうれしい悩みというべきだろう。